

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 3 月 27 日

月 曜 日

号 外(6)

## 目 次

### 選挙管理委員会告示

- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定 1
- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し
- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の所在地の変更 2

## 告 示

### 富山県選挙管理委員会告示第19号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定  
について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 161条第 1 項第 3 号に規定する、公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した旨、高岡市選挙管理委員会から報告があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成29年 3 月 27 日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

施設の名称	所 在 地
高岡市伏木コミュニティセンター	高岡市伏木湊町13番 1 号
高岡市福岡にぎわい交流館	高岡市福岡町下藁字中島 355番地 2

### 富山県選挙管理委員会告示第20号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の  
取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 161条第 1 項第 3 号の規定により、公職

の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を取り消した旨、富山市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

平成29年 3 月 27 日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

施設の名称	所在地
さみどり認定こども園	富山市千原崎二丁目 4 番23号
藤ノ木こども園	富山市藤木1291番地
富山市大山保健福祉センター	富山市三室荒屋 830番地

#### 富山県選挙管理委員会告示第21号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の所在地の変更について

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 161条第 1 項第 3 号に規定する、公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の所在地を変更した旨、富山市選挙管理委員会及び射水市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

平成29年 3 月 27 日

富山県選挙管理委員会

委員 長 野 尻 昭 一

施設の名称	所在地	
富山市立堀川保育所	旧	富山市堀川小泉町一丁目16番24号
	新	富山市磯部町三丁目 9 番 3 号
作道コミュニティセンター	旧	射水市殿村 105番地
	新	射水市作道 908番地